### 群馬県まん延防止等重点措置

令和3年5月14日 群馬県

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 群馬県のまん延防止等重点措置(第1弾) (5月16日(日)以降の措置)

### 1 まん延防止等重点措置の実施期間

令和3年5月16日(日)から6月13日(日)まで

### 2 まん延防止等重点措置の区域等

【措置区域】前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、 安中市、玉村町

【措置区域以外】桐生市、館林市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、 南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、 東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽町

### 3 まん延防止等重点措置の内容

### (1) 県民の皆様へ

措置区域	措置区域以外
【飲食店への出入り】(特措法第31条の6	【飲食店への出入り】(特措法第24条第9
第2項に基づく要請)	項に基づく要請)
・午後8時以降、飲食店を利用することは	・午後8時以降、飲食店を利用することは
自粛してください。	自粛してください。

### 【外出・県外移動等】(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・生活に必要な場合を除き、日中も含め、不要不急の外出や移動は自粛してください。
- ・混雑している場所や時間は避けて行動してください。
- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店 等の利用は自粛してください。
- ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えてください。
- ・路上や公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動は自粛してください。

### 【感染防止対策の徹底】 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした 基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・政府専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活 様式の実践例」、及び新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高 まる「5つの場面」」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見

直し、新たな感染防止策を実践してください。

- ・感染防止策として、基本的な感染防止対策の実施に加え、換気の実施及び適度な保湿をお願いします。
- ・変異株に対しても基本的な感染防止対策(マスク・手洗い・換気など)が重要であり、 更なる徹底をしてください。
- ・飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を 出したりすることは自粛してください。
- ・飲食を主として業とする店舗(昼営業のスナック、カラオケ喫茶等)におけるカラオケ 設備の利用を終日自粛してください。
- ・友人、知人を招いてのホームパーティーや大人数での会食、飲み会は自粛してください。
- ・大学や職場等における飲み会については自粛してください。
- ・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。
- ・飲食店を利用する場合は、可能な限りテイクアウトの利用をお願いします。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ(COCOA)のインストールや LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

### (2) 事業者の皆様へ

### ア 飲食店等

・飲食店等については、令和3年5月16日(日)午前0時から6月13日(日)午後 12時までの間、次のとおり営業時間の短縮等をお願いします。

### 措置区域

### 【飲食店等に対する営業時間短縮要請等】

(特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請) 対象

飲食店等:飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) ※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗

遊興施設等:バー等で、食品衛生法の飲食店 営業許可を受けている店舗

※ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)

### 内容

営業時間:午前5時から午後8時まで 酒類提供時間:終日、提供を自粛 ※飲酒の機会を設けないこと

- ・飲食を主として業とする店舗(昼営業のスナック、カラオケ喫茶等)におけるカラオケ設備の利用を終日自粛してください。
- ・飲食店等において、以下の感染防止対策 を実施してください。

「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や 感染防止対策(マスク、手指消毒など)を 行わない方の入場を避けていただく」、

「アクリル板の設置や座席間隔の確保など 飛沫感染防止の措置」、「手指消毒の徹 底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気 の徹底」

### 措置区域以外

### 【飲食店等に対する営業時間短縮要請等】

(特措法第24条第9項に基づく要請)

### 対象

飲食店等:飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) ※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗

遊興施設等:バー等で、食品衛生法の飲食店 営業許可を受けている店舗

※ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止 対策の徹底を要請)

### 内容

営業時間:午前5時から午後8時まで 酒類提供時間:午前11時から午後7時まで

- ・飲食を主として業とする店舗(昼営業の スナック、カラオケ喫茶等)におけるカラ オケ設備の利用を終日自粛してください。
- ・飲食店等において、以下の感染防止対策 を実施してください。

「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や 感染防止対策(マスク、手指消毒など)を 行わない方の入場を避けていただく」、

「アクリル板の設置や座席間隔の確保など 飛沫感染防止の措置」、「手指消毒の徹 底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気 の徹底」

### イ その他の施設(詳細は別紙1及び別紙2を参照)

- ・その他の施設については、令和3年5月16日(日)午前0時から6月13日(日)午後12時までの間、次のとおり営業時間の短縮等をお願いします。
- ・施設の種類等については、別紙1及び別紙2をご確認ください。

	については、別紙1及ひ別紙2をこ確認くたさい。 協力を依頼する事項		
種類	措置区域	措置区域以外	
劇場等	【延べ床面積1,000㎡超】	【延べ床面積1,000㎡超】	
集会場等	(特措法第24条第9項に基づく	(法に基づかない働きかけ)	
ホテル又は旅館	要請)		
(集会の用に供す	   営業時間:午前5時から午後8時	営業時間:午前5時から午後8時	
る部分に限る。)	まで	まで	
運動施設	   ※イベント開催の場合は午後9	※イベント開催の場合は午後9	
遊技場	時まで	時まで	
博物館等 			
	  【延べ床面積 1,000 ㎡以下】	【延べ床面積1,000㎡以下】	
	(法に基づかない働きかけ)	(法に基づかない働きかけ)	
	営業時間:午前5時から午後8時	営業時間:午前5時から午後8時	
	まで	まで	
	※イベント開催の場合は午後9	※イベント開催の場合は午後9	
	時まで	時まで	
	人数上限 5,000 人かつ収容率要件※	※以下とする	
	※大声なし:100%以内 大声あり:50%以内		
遊興施設等	【延べ床面積1,000㎡超】	【延べ床面積1,000㎡超】	
物品販売業を営む	(特措法第24条第9項に基づく	(法に基づかない働きかけ)	
店舗	要請)		
サービス業を営む	営業時間:午前5時から午後8時	営業時間:午前5時から午後8時	
店舗	まで	まで	
	※生活必需物資・生活必需サー	※生活必需物資・生活必需サー	
	ビスを除く	ビスを除く	
	₹74 × ₩ ₹454 000 251₹	774 x 1 744 000 211 7 1	
	【延べ床面積1,000㎡以下】	【延べ床面積1,000㎡以下】	
	(法に基づかない働きかけ)	(法に基づかない働きかけ)	
	営業時間:午前5時から午後8時	営業時間:午前5時から午後8時	
	まで	まで	
	※生活必需物資・生活必需サー	※生活必需物資・生活必需サー	
	ビスを除く	ビスを除く	

※ 表中の遊興施設のうち、ネットカフェ・漫画喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利

用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、協力依頼の対象外とします。

- ※ 入場整理の実施、店舗での酒類の終日提供自粛等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備の終日使用自粛等にご協力をお願いします。
- ※ 特に大規模な集客施設(劇場・映画館・デパート等)については、施設内外に混雑が生 じることがないよう、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底をお願いしま す。また、その旨をホームページ等で広く周知してください。

### ウ ガイドラインの遵守等

### 措置区域 措置区域以外

### 【ガイドラインの遵守】(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。
- ・県独自の「ストップコロナ!対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や 関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いします。

※政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。

- ※業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業 者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・高齢者施設や病院等については、感染防止のため直接面会を禁止とするようお願いしま す。また、従事者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・パブ、ホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店においては、「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守し、当該店舗における感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。
  - ※「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」については、全国社交飲食業生活衛生同業組合のHPを参照してください。

### 【勤務形態等】 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワーク(出勤者の7割減を目標)やローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を 実践してください。
- ・特に、緊急事態措置区域等への出勤については、テレワークの活用や休暇取得の促進等

により、出勤者数の減少に努めてください。

### 【感染防止対策の徹底】 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに 基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。
- ・接触確認アプリ(COCOA)のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- ・感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自 ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

### (3) イベントの開催について

措置区域 措置区域以外

### 【イベント開催基準等】 (特措法第24条第9項に基づく要請)

・イベントの開催は、下表のとおり制限するよう要請します。なお、人数上限及び収容率 要件による人数のいずれか小さい方を限度とします。

収容率		人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないこ	大声での歓声、声援等が想定さ		
とを前提としうるもの(※1)	れるもの (※2)		
飲食を伴うが発声がないもの		5,000 人	午後9時
(※3)		以下	まで
100%以内	50%(※4)以内		
(席がない場合は適切な間隔)	(席がない場合は十分な間隔)		

### ※1 「大声での歓声、声援などがないことを前提としうるイベントの例]

音 楽	クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、
	民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パ
	フォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽·人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
講演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベ
	ント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

その他 映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地 等

※2 「大声での歓声、声援などが想定されるイベントの例]

音 楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツ	サッカー、野球、大相撲 等
イベント	
公 営 競 技	競馬、競輪、競艇、オートレース
公 演	キャラクターショー、親子会講演 等
ライブハウス	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
ナイトクラブ	
その他	遊園地(絶叫系のアトラクション)

- ※3 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止対策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声、声援などがないことを前提としうるもの」と取り扱うこととします。
- ※4 異なるグループ又は個人間では、座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ (5人以内に限る。) 内では座席等の間隔を設ける必要はありません。この場合、参加 人数は、収容定員の 50%を超えることもあります。
- ※5 5月17日(月)までにチケット販売を開始していた催物については、人数上限としてこれまでの要請内容を上限とし、キャンセルは不要とします。ただし、5月18日(火)以降は上記目安を超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。
- ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等で、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、延期又は中止を含めて慎重に検討・判断してください。開催する場合は、十分な人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断してください。
- ・盆踊り等の地域の行事で、全国的又は広域的な人の移動が見込まれないものや、参加者がおおよそ把握できるものは、参加人数の制限はありません。適切な感染防止策を講じて開催してください。
- ・イベントの開催にあたっては別表に掲げる適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に事前相談してください。

### 【別表:適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に 応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表)適切な感染防止対策例	
発熱者等の 施設への 入場防止	・来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)
	・発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	・来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、 事業者は、それを促す
	・事業者は、来訪者の連絡先等を把握する (イベント開催の際には徹底すること)
3 つの「密」 (密閉・密 集・密接) の防止	・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	・入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
	・来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
飛沫感染、	・対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
接触感染の 防止	・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、 音響を最小限に設定等)
	・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の 感染防止	・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、 来訪者数の制限
	・イベント参加(開催)にあたっては、 移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

### 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 口人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 口会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 口外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを 着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 口家に帰ったらまず手や顔を洗う。
  - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 口手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- □感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 口地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- □まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- 口こまめに換気 (エアコン併用で室温を28°C以下に) 口身体的距離の確保
- □ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- □一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- □ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養













密集回避

密接回避 密閉回避

換気

咳エチケット 手洗い

### (3)日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 口通販も利用
- □1人または少人数ですいた時間に
- 口電子決済の利用
- 口計画をたてて素早く済ます
- ロサンプルなど展示品への接触は控えめに
- ロレジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- □公園はすいた時間、場所を選ぶ
- □筋トレやヨガは、十分に人との間隔を もしくは自宅で動画を活用
- ロジョギングは少人数で
- 口すれ違うときは距離をとるマナー
- 口予約制を利用してゆったりと
- 口狭い部屋での長居は無用
- □歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 口会話は控えめに
- 口混んでいる時間帯は避けて
- 口徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 口持ち帰りや出前、デリバリーも
- 口屋外空間で気持ちよく
- □大皿は避けて、料理は個々に
- 口対面ではなく横並びで座ろう
- 口料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### イベント等への参加

- 口接触確認アプリの活用を
- 口発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- ロテレワークやローテーション勤務 口時差通勤でゆったりと ロオフィスはひろびろと
- 口会議はオンライン 口対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

# 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
  - また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが 高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が 感染のリスクを高める。

# 場画② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、
- 感染リスクが高まる。 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 感染リスクが高まる。 ★ ・ 🖀 🌎



## マスクなしでの会話 場面(3)

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
  - マスクなしでの感染例としては、厚カラオケなど での事例が確認されている。
    - 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



## 狭い空間での共同生活 場面の

- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。
  - 事例が報告されている。



## 居場所の切り替わり 場面⑤

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り 替わると、気の緩みや環境の変化により、感染 リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が 確認されている

